

鳥坂寺跡保存活用基本構想等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏原市まちづくり基本条例（平成18年柏原市条例第53号）の目的に沿って市民とともに鳥坂寺跡の保存と活用のための整備等の基本構想等について検討し、市長に提言する委員会の設置、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、鳥坂寺跡保存活用基本構想等策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所管事項)

第3条 委員会は、次の各号に定める事項について研究及び検討し、案としてまとめ、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 鳥坂寺跡の保存と活用のための整備等（以下「整備等」という。）の基本構想に関すること。
- (2) 整備等の基本計画の原案に関すること。
- (3) その他、整備等に関すること。

(委員)

第4条 委員会は、委員10名程度で組織する。

- 2 委員は、公募市民、市職員、学識経験者等市長が適当と認める者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条の提言を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会の会議は、原則として、毎月 1 回開催する。ただし、委員会において必要と認めるときは、臨時に開催し、又は開催しないことができる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員の過半数から理由を付した書面をもって会議の開催について請求があったときは、委員長は、請求のあった日の翌日から起算して 10 日以内に会議を開催しなければならない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決めたときは、非公開とすることができる。

(関係者等の出席)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者、参考人等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(ワーキング会議の設置)

第 8 条 委員会の実務を補佐するため必要のあるときは、ワーキング会議を設置することができる。

- 2 前項のワーキング会議は、市の関係各部（部と同等の組織を含む。以下同じ。）の原則として課長補佐級職員のうちから各 1 名を市長が委嘱し、構成する。

(分科会の設置)

第 9 条 委員会の実務を補佐し、前条のワーキング会議を補完するため必要のあるときは、市の関係各部に分科会を設置することができる。

- 2 前項の分科会は、関係各部の長が指名した各部の原則として課長補佐級職員で構成する。

(守秘義務)

第 10 条 委員会の委員は、その職務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第 11 条 委員会の庶務は、政策推進部企画調整課及び教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(その他の事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第 3 条の提言を行った日限り、その効力を失う。